

令和元年(2019年)6月



西東京市
農産物キャラクター
「めぐみちゃん」

農業委員会だより

西東京市の風と緑～

第26号

編集:発行 西東京市農業委員会
(保谷庁舎)

住所:西東京市中町1-5-1
TEL:042-438-4044(直通)

■特定生産緑地のスケジュール表 (平成4年に指定された生産緑地の場合)

時期	主体	内容
令和元年 8月～9月	市	説明会案内・到来通知 指定意向調査票を所有者へ送付
9月～10月	市・農業者	制度説明会の開催
10月～	市・農業者	申請随時受付

	特定生産緑地に 指定する場合	特定生産緑地に 指定しない場合 (生産緑地地区は継続)
固定資産税等 の評価	今までどおり、 農地評価・農地課税	5年間で段階的に ほぼ宅地並み課税
指定期間	10年間	生産緑地地区として継続
相続税の 納税猶予	現世代は納税猶予の適用が 継続し、次世代は適用を受け るか選択可能	現世代は納税猶予の適用が 継続するが、次世代は適用 されない
貸借地※	納税猶予の適用は継続	
買取申出 の条件 (生産緑地の解除)	・主たる従事者の死亡 ・主たる従事者の故障 ・特定生産緑地の指定から 10年経過	いつでも買取申出が可能
建築物の制限 や肥培管理等	特定生産緑地及び生産緑地地区に指定されている限り、 建築物の制限や肥培管理義務等は継続	
継続方法	10年毎に継続を検討。継続す る場合は、改めて指定の手続 が必要	-

※都市農地の貸借の円滑化に関する法律や特定農地貸し付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づく貸借に限る。

平成4年以降に指定された生産緑地の特定生産緑地への指定手続きが始まります。内容やスケジュールをよく確認し、確実に手続きを行いましょう。
特に指定にあたっては、生産緑地に指定されてから30年を経過してしまうと指定できません。
今後行われる制度説明会や市が

らの通知の内容を確認するとともに、指定を受けるかどうか、今のうちから検討しておきましょう。
農業委員会では、市・都市計画課と連携しながら情報提供を行ってまいります。
まとめ
平成4年以降に指定された生産

特定生産緑地制度

指定手続きが始まります

- ・緑地が対象
- ・指定から30年を経過する前に指定申請が必要
(自動で切り替わりません)
- ・対象者には市から通知予定
- ・いつまでに指定される必要があるか確認するとともに、準備しておくことが重要
- ・納税猶予の適用を受けている農地についても手続きが必要(受けないと次世代への相続時に納税猶予の適用が受けられなくなる)

受賞おめでとう
つねに。

「第60回東京都農業委員会・農業者大会」及び「平成30年度北多摩地区農業委員会連合会優秀農業経営者表彰式」において、市内の農業者の皆さまが表彰を受けられました。受賞された方々をご紹介します。

第58回企業的農業経営顕彰
東京都農業会議会長賞 野菜部門
富岡 誠一 様
中町六丁目

「このような賞をいただき、誠に光栄です。今後は、農業体験農園で地域の方に農業の必要性を広めていきたいと考えています。」



第38回農業後継者顕彰
全国農業会議所会長賞・東京都農業会議会長賞
矢ヶ崎 泰幸 様
向台町一丁目

「このような賞をいただき、誠に光栄です。この賞に満足することなくこれからも食欲に農業に対し真摯に向き合い努力し続けていきます。今後も今ままでおり最新品種のぶどうの生産に努力し続け、歴史を続け、歴史を生かしながら現代ナイズドした魅力的な直売農園になりたいと思っております。」



平成30年度農業功労者表彰
農業功労者感謝状
濱野 喜美江 様
芝久保町三丁目

「このたび、このような素晴らしい賞をいただきましたありがとうございます。今後も地域の皆様



に信頼される農業、必要とされる農産物を目指し、日々努力したいと思えます。」

平成30年度北多摩地区農業委員会連合会 優秀農業経営者表彰
下田 秀機 様
保谷町五丁目

「名誉ある賞をいただき、関係各位の皆様感謝申し上げます。農業を代々引き継ぎ、農地を大切に守り続けた結果の受賞と私は考えます。自分の立ち位置はあくまでも中継ぎと思っております。難しさはありますが創意工夫をもって次世代に都市農業の魅力を伝えていきたいと思っております。」



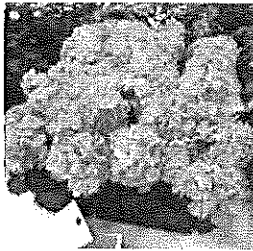
第68回
関東東海花の展覧会
受賞者



銀賞
濱中 昇一 様

東町四丁目
種類名…ゼラニウム

「今回の受賞を励みに頑張っていきたいと思えます。誠に光栄です。今後も、良品質でロングラン商品の花き生産を目標に市場出荷等に更に力を入れていきたいと考えています。」



銅賞
北島 徹 様
富士町二丁目
種類名…アイビー

ゼラニウム

「出品作を評価していただき、ありがとうございます。これからも提案していきたいと思えます。これからもアイビーゼラニウムの利用を考えていきたいと思っております。」



■補助事業一覧

事業名	内容	補助率	補助上限額	備考	問い合わせ先 (連絡先)
1 安全安心農業推進事業	各種肥料(堆肥、有機質肥料、フェロモントラップ剤)の購入費用の一部を補助	2分の1	3万円 ※認定農業者は6万円	1世帯1年間で1回のみ	市・産業振興課 (042-438-4044)
2 市産農産物等活用推進事業	農産物等を販売する際に用いる資材(市産農産物キャラクターめぐみちゃんを表示したもの)の購入費用の一部を補助	3分の2	2万円 ※認定農業者は4万円	1世帯1年間で1回のみ	
3 認定農業者経営改善支援事業	認定農業者が経営改善を図るために必要な農業用機械の購入経費、ハウス等の整備経費の一部を補助	2分の1	20万円	認定農業者に個別にお知らせを送付(未補助・新規の認定農業者優先)	
4 農業体験農園に関する補助	農業体験農園開設に係る費用の一部を補助	2分の1	200万円	開設予定日の前年度9月末まで	

市の各種補助事業は、次の表のとおりです。

市内の農業者の皆さまに
ご利用いただける
補助事業について

■東京都の採択によって行われる補助事業

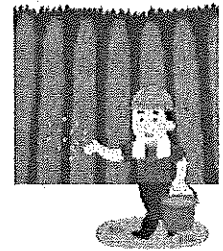
【都市農業活性化支援事業補助金】東京都「都市農業活性化支援事業」を活用し、認定農業者(3軒以上)が施工する農業用生産施設(パイプハウス、果樹棚等)や、栽培関連施設(かん水システム等)、生産機械(保冷库等)の整備に係る費用を補助。

【都市農地保全支援プロジェクト補助金】東京都「都市農地保全支援プロジェクト事業」を活用し、土留め工事や防葉シャッター、防災兼用農業用井戸、簡易直売所の整備等の補助。

※詳しくは市・産業振興課までお問い合わせください。

■各種手続き一覧

手続名	内容	現地調査立会有無	期限
1 農地法第3条	農地の所有権を移転する場合に必要な手続き。農業委員会定例総会で許可を受けることが必要。	有	定例総会(例月20日前後)の前月最終営業日まで
2 相続税納税猶予に関する適格者証明	農地等を相続又は受贈により取得した方が、相続税の納税猶予の特例の適用を受けるための証明。終生営農することが要件の一つとなっており、原則、途中での離農ができません。農業委員会定例総会で許可を受けることが必要。	有	定例総会(例月20日前後)の前月最終営業日まで
3 引き続き農業経営を行っている旨の証明	2による特例の適用を継続させるため3年ごとに必要となる手続。税務署から文書で通知があります。	無	税務署から通知があり次第、随時
4 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明	生産緑地の買取申出を行う場合に添付書類として必要となる証明。買取申出を希望する場合、市・都市計画課へ要問い合わせください。農業委員会定例総会で許可を受けることが必要。	有	定例総会(例月20日前後)の前月最終営業日まで
5 農地法第3条の3	相続により農地を取得した場合に必要な届出。	無	随時
6 農地法第4条	所有権を自身に残したまま、農地を転用する場合に必要な届出。	無	随時
7 農地法第5条	所有権の移転を伴う農地転用を行う場合に必要な届出。	無	随時
8 都市農地賃借円滑化法に基づく農地の賃借	生産緑地を対象として、農地の賃借を可能とするもの。相続税納税猶予の適用を受けている農地においても農地の賃借が可能となります。賃借にあたっては、市長による事業計画の認定が必要。	有	定例総会(例月20日前後)の前月最終営業日まで
9 農地法第43条、第44条	農作物栽培高度化施設の設置において、農地をコンクリート等で覆う行為について、農地転用に該当しないものとするための必要な届出。	無	随時



農地については、農地法等の規定に基づく各種の手続きが必要となります。

農業委員会を取り扱った
手続きについて

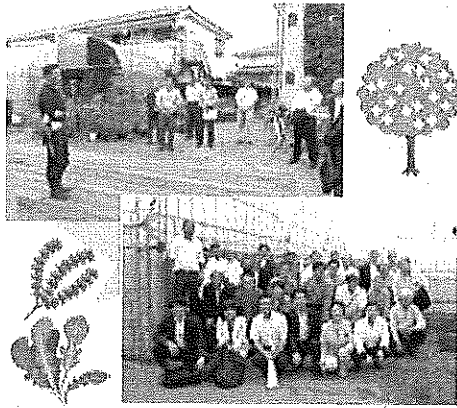
農業委員会を取り扱っている手続きについてご案内いたします。



市議会との意見交換について

5月28日(火) 農業委員会が農業者の代表として、市議会との意見交換や圃場見学等の交流を行いました。

当日は、市議会議員11名と農業委員16名が参加し、活発な意見交換や西東京市の農業に関する番組の視聴が行われました。圃場見学は、南町の植木の生産販売、造園業を経営されている新倉 健治、恭治様の圃場と南町のローズマリー、ルッコラなどハーブ栽培をされている新倉 庄次郎・正恵・大次郎様の圃場を訪問しました。



肥培管理について

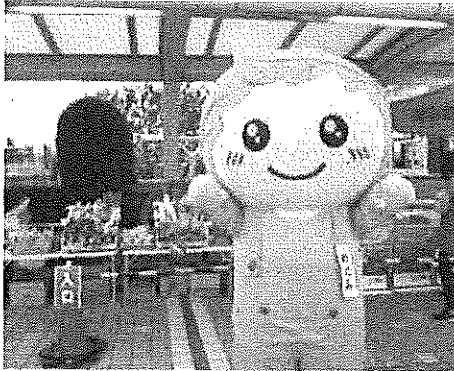
不適切な肥培管理による雑草の繁茂は、近隣住民の迷惑や苦情等が起こる原因になりますので、適

切な農地管理をお願いいたします。特に夏期は、蚊などの害虫も多く発生する時期となりますので、十分にご注意ください。

めぐるちゃん メニユー事業について

市では、地産地消と地域経済の活性化を目的に、「めぐるちゃんメニユー事業」を実施しています。多くの市内農業者及び商工業者のみなさまからご協力をいただき、平成31年3月末時点で199メニユーを「めぐるちゃんメニユー」として認定しています。

今年度についても、「市民と農業者の交流」を意識した各種イベントを実施していきます。市内の農業を盛り上げていけるよう、農業者の皆さまのご協力を何卒よろしくお願いいたします。



「マルシェ・ド・ソワレ」の様子

直売所情報の市HPへの掲載について (掲載希望の農業者の皆様)

現在、市では、直売所を設置している市内農業者の皆様の情報を市HPに掲載しているところですが、つきましては、「ぜひうちの直売所情報をHPに掲載してほしい！」という方がいらつしやいましたら、市産業振興課までご連絡ください。

おぼり旗について

自宅で農産物の直売所を経営されている農業者の方に、のぼり旗を配布しております。

のぼり旗を活用して自慢の農産物をアピールしましょう！ご希望の方は、保谷庁舎3階の産業振興課までお越しください。



(のぼり旗は、一般の方には配布ができませんので、ご了承ください。)

ハクビシンの捕獲器の貸出について

市では、農業者の方にハクビシンを捕獲する箱わなの貸出しを、無料で行っていきます。設置期間は二週間以内となっております。捕獲後の回収も行います。詳しくは環境保全課へお問い合わせください。

農業委員の改選について

令和2年1月に、農業委員の改選が予定されています。8月頃、募集要領等について市報等に掲載を予定していますので、ご確認ください。

編集後記

農業委員会だより第26号は、平成から令和への改元後、初めての農業委員会だよりとなりましたが、いかがでしたでしょうか。農業委員会では、今後も農業者の皆さんにお役に立てるよう各種制度のご案内や市民と農業との距離を近づけるための取り組みに努めてまいります。

編集委員一同